

## 平成30年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 30-10-1)

施策名	原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
施策の概要	原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。

達成目標 1	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について、早期の被害者救済措置を図るため、被害の実態に応じて、原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。								
達成目標 1 の 設定根拠	①「原子力損害の賠償に関する法律」第18条第2項第2号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。 ②「原子力損害の賠償に関する法律」第18条第2項第1号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」とされているため。								
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	26年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度		
①原子力損害賠償紛争解決センターにて受理した申立て件数(累計)のうち、手続が終了した案件(累計)の割合 ※各実績値は、当該年の12月末日時点におけるもの。	81%	71%	81%	85%	90%	92%	90%	/	
	年度ごとの目標値	—	80%	83%	86%	90%			
	目標値の設定根拠	被害者の迅速・公平な救済のためには、日々申し立てられる案件を着実かつ速やかに処理していく必要がある。25年度実績値の70%を踏まえ、平成32年度には申立て件数のうち大部分である90%の手続きが終了することを目指し、年度ごとの目標値を設定。 ※日々新たな申立てがあるため、実績値は100%となることは困難。							
	指標の根拠	分母：受理した申立ての件数(累計) 分子：和解仲介手続きが終了した案件の数(累計)							
②原子力損害賠償紛争審査会における指針の策定及び賠償状況の把握	基準	23年度	原子力損害の範囲の全体像を示した「中間指針」、自主的避難等に関する損害を示した「中間指針第一次追補」、政府による避難区域等の見直し等に係る損害を示した「中間指針第二次追補」を策定した。						
	進捗状況	27年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を行った。						
		28年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を行った。						
		29年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、原子力損害賠償紛争審査会(以下、「審査会」)において、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を審議し、据え置くこととした。また、審査会において、「地方公共団体における不動産の賠償について」、「地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて」をとりまとめた。						
	目標	30年度	避難指示等解除から相当期間経過後の各被害者の個別具体的な事情に応じた賠償状況をはじめ、中間指針等に基づく東京電力による賠償状況の確認を行う。						
	目標の設定根拠	「原子力損害の賠償に関する法律」第18条第2項第2号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。							

施策・指標に関するグラフ・図等

測定指標①：【原子力損害賠償紛争解決センターの活動実績】

- 累積申立て件数（平成 29 年 12 月末日現在）：23,215 件
- 累積既済件数（平成 29 年 12 月末日現在）：21,399 件

出典：平成 29 年・原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書（文部科学省 HP に掲載）

測定指標②：【原子力損害賠償の判定等に関する指針の策定・改定】

出典：文部科学省 HP「東京電力株式会社福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について」

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
原子力損害賠償紛争審査会等 (平成 25 年度)	3,176 (2,715)	4,047	0055 (復興庁)
平成 29 年度事前分 析表からの変更点	—		

施策の予算額・執行額

(※政策評価調書に記載する予算額)

		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係 る 予算 下段：複数施策に係 る 予算	当初予算	0 ほか復興庁一括 計上分 4,032,007	0 ほか復興庁一括 計上分 3,175,336	0 ほか復興庁一括 計上分 4,046,540	0 ほか復興庁一括 計上分 3,948,974
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	0 ほか復興庁一括 計上分 4,032,007	0 ほか復興庁一括 計上分 3,175,336		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 【千円】	0 ほか復興庁一括 計上分 2,550,276	0 ほか復興庁一括 計上分 2,714,962		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

測定指標①：

- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（平成 23 年 4 月 28 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（平成 23 年 5 月 31 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」（平成 23 年 6 月 20 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成 23 年 8 月 10 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（平成 23 年 12 月 6 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（平成 24 年 3 月 16 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」（平成 25 年 1 月 30 日）
- 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（平成 25 年 12 月 26 日）
- 「中間指針第四次追補に示されている住宅宅地単価の改定」（平成 28 年 1 月 28 日）
- 「中間指針第四次追補に示されている住宅宅地単価の改定」（平成 29 年 1 月 31 日）
- 「地方公共団体における不動産の賠償について」（平成 29 年 9 月 13 日）
- 「地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて」（平成 30 年 1 月 17 日）

施策に係る内閣の重要政策  
(施政方針演説等のうち主なもの)

名 称	年月日	関係部分
「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針	平成 28 年 3 月 11 日（閣議決定）	2. (4) 原子力災害からの復興・再生 ③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等（抄） 原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って、必要十分な賠償が円滑に実施されるよう必要な取組を継続する。
帰還困難区域の取り扱いに関する考え方	平成 28 年 8 月 31 日（原子力災害対策本部・復興推進会議決定）	3. 具体化に向けた検討課題（抄） 3. ふるさとへの思いを持ちながら、地元を離れて生活をする方々に対して、中長期にわたるきめ細かい支援を行うため、避難先での生活再建支援の強化を検討する。検討にあたっては、故郷喪失による精神的損害の一括賠償や住居確保損害賠償といった必要な賠償制度等が既に措置され、適切に運用されていることに留意する。
原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針	平成 28 年 12 月 20 日（閣議決定）	4. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する (4) 農林業賠償等（抄） 損害がある限り賠償するという方針の下、農林業の風評被害が当面は継続する可能性が高いとの認識に基づき引き続き適切な賠償を行うよう、国は東京電力に対して指導を行う。

有識者会議での  
指摘事項

—

主管課（課長名）

研究開発局 参事官（原子力損害賠償担当）（企画官 山下 恭範）

関係課（課長名）

—

評価実施予定時期

平成 35 年度